

議事日程 令和5年5月17日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第4 議案第24号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第25号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 発議第 2号 常任委員の選任について
- 日程第7 発議第 3号 議会運営委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第4 議案第24号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第25号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 議案第26号 議長の辞職許可
- 追加日程第2 選挙第 1号 議長選挙について
- 追加日程第3 議案第27号 副議長の辞職許可
- 追加日程第4 選挙第 2号 副議長選挙について
- 日程第6 発議第 2号 常任委員の選任について
- 日程第7 発議第 3号 議会運営委員の選任について
- 追加日程第5 選挙第 3号 桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について
- 追加日程第6 選挙第 4号 桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第7 選挙第 5号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第8 同意第 1号 木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 後藤紀子 | 2番 | 古村護 |
| 3番 | 鎌田鷹介 | 5番 | 加藤真人 |
| 6番 | 伊藤守 | 7番 | 服部芙二夫 |

8番 三輪 一 雅

9番 伊藤 好 博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加藤 隆	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	山北 哲	総務政策課長	小島裕紹
危機管理課長	坂倉 丈夫	会計管理者	松本 大
産 業 課 長	多賀 達人	建設 課 長	伊藤 雅 人
住 民 課 長	伊藤 正典	福祉健康課長	黒田 和 弘
税 務 課 長	中山 重徳	教 育 課 長	村 上 強

事務局出席職員

事 務 局 長 藤井 光 利 議 会 事 務 局 鈴木 琴 音

=====

午前 9時 0分開会

○議長（服部英二夫議員） 皆様、おはようございます。

本日は、令和5年第2回木曾岬町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には諸般何かとご多用のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、加藤町長はじめ執行部の皆様におかれましても、ご出席いただきありがとうございます。議員の皆様方におかれましては、本日の臨時会に提出されております議案につきまして、十分にご審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員数は8名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和5年第2回木曾岬町議会臨時会を開会します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（服部英二夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長より指名します。

3番議席、鎌田鷹介議員、6番議席、伊藤守議員のご両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（服部英二夫議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る5月12日、議会運営委員会が開かれ、今臨時会の議会運営などについて、ご審議をいただいております。ここで、議会運営委員長より、委員会の審議経過報告をお願いいたします。

○ 8 番（三輪一雅議員） 議長、8 番。

○ 議長（服部英二夫議員） 8 番議席、三輪一雅委員長。

○ 8 番（三輪一雅議員） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会のご報告をいたします。

去る 5 月 12 日午後 1 時 30 分より委員会を開催し、委員 4 名全員の出席をいただくとともに、地方自治法、議会運営委員会規程等に基づき、議長、副議長の出席を求め、執行部より町長、副町長及び担当課長の出席のもとに、令和 5 年第 2 回木曾岬町議会臨時会における日程及び付議事件等について協議をいたしましたので、その審議経過と結果をご報告いたします。

まず、本臨時会に提案されます議案は、木曾岬町税条例の一部改正による専決処分事項の承認を求める承認案件 1 件及び令和 5 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 1 号）について議案 1 件、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について議案 1 件、また、任期満了による常任委員、議会運営委員の人事案件 2 件の合わせて 5 件であります。これらの議案はいずれも重要な案件であることから、本臨時会で審議する議案として承認することにいたしました。

次に、本臨時会の会期日程についての審議では、先ほど申しました審議対象議案の状況を考慮し、会期は本日 5 月 17 日の 1 日限りとし、十分な審議を尽くしていただくことで承認いたしました。

次に、議事日程でございますが、議件名を省略させていただきますが、まず、承認第 1 号を上程していただき、加藤町長より上程議案に対する提案理由の説明を行っていただき、その後、担当課長の詳細説明を受け、議案質疑並びに討論を経た後に、議案採決を行っていただきます。

次に、議案第 24 号及び議案第 25 号を上程していただき、加藤町長より上程議案に対する提案理由の説明を行い、その後、担当課長の詳細説明を受け、議案質疑並びに討論を経た後に、議案採決を行っていただきます。

その次に、発議第 2 号及び発議第 3 号については、任期満了による議会人事の選任でございますので一括上程していただき、議長より指名をいただくものでございます。

以上の審議をもって臨時会の議事案件は終了といたしますが、さきの議員懇談会において申し合わせ任期による正副議長の人事が協議されており、5 月 12 日の議会運営委員会においても議会人事における議事日程及び議事運営についての確認がされておりますので、申し添えさせていただきます。

以上、議会運営委員会の審議結果報告といたします。

令和 5 年 5 月 17 日、議会運営委員会委員長、三輪一雅。

○ 議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、どうもご苦勞様でございました。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま議会運営委員長より、本臨時会の会期は本日1日限りとする旨のご報告がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

それでは、これより議事に入ります。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（服部英二夫議員） 日程第3、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、これを議題といたします。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） 改めて、皆さん、おはようございます。

今日も、朝から良いお天気になりました。町内を眺めてみますと、田んぼも、或いはまた、周りの木々も良いお天気に恵まれて青々と緑が映え、まさに、若葉の茂る新緑のさわやかな季節を迎えました。しかし、予報によりますと、今日は今年一番の暑さになるようでございます。

そうした中、本日、令和5年第2回の木曾岬町議会臨時会を招集し、開会をいただきましたところ、議員の皆様方には早朝から全員ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の臨時会に、提出させていただきました議案につきましては、先ほどお話がございましたように、承認案件1件、それから、町の一般会計補正予算、それから、条例改正の合わせて3議案3件を提出させていただきました。

ただいま議長さんから上程をいただきました議案から、その提案理由の説明をさせていただきます。

それではまず、ただいま上程を賜りました、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について）、その提案理由を申し上げます。

令和5年度の税制改正においては、地方税法、同施行令及び同施行規則等の一部改正が、令和5年3月31日に公布され、同年の4月1日に施行されることにより、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について、先般、専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

その主な改正内容は、軽自動車税に関して、新型コロナウイルス感染症等の背景とした

半導体不足等の状況を踏まえまして、現行の税率区分を、令和5年12月末までに据え置くための条例改正を行うこと。また、種別割につきましても、税額の軽減を行うグリーン化特例について、期間を3年延長するとともに、その適用対象を、限定するための改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長のほうから詳細に説明をさせていただきますので、十分ご審議を尽くしていただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○税務課長（中山重徳課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 中山税務課長。

○税務課長（中山重徳課長） それでは、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について）、の説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

下段提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、早急に木曾岬町税条例の一部を改正する必要が生じ、令和5年3月31日に専決処分をしたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるとでございます。

条例の説明に当たりましては、新旧対照表を用いてご説明させていただきます。今回の改正は、法律の改正に合わせて改正するもので、改正部分は、新旧対照表の下線部分で示しております。それでは新旧対照表をご覧ください。

木曾岬町税条例第46条でございます。本件は、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等に関するものですが、納入書の様式が追加されたことに合わせ、当該条例を改正するものでございます。

次に、48条でございますが、本件規定は、納付書の書式が追加されたことに合わせ、当該条例を改正するものでございます。

続いて、50条でございますが、同じく納付書の書式が追加されたことに合わせ、当該条例を改正するものでございます。

次に、61条でございますが、本件規定は、引用する法令を修正するための改正でございます。

次に、98条でございますが、本件規定は、納付書の様式が追加されたことに合わせ、当該条例を改正するものでございます。

続いて、101条でございますが、本件規定は、納付書の様式が追加されたこと合わせ

て当該条例を改正するものでございます。

次に、木曾岬町税条例付則第8条でございますが、本件規定は、肉用牛生産農家を保護する観点から、特定の条件において町民税を免除するための適用期限が延長されたことに合わせ、当該条例を改正するものでございます。

次に、付則第10条でございます。本件規定は、先端設備等導入計画の認定後に取得した対象資産について、固定資産税の課税標準の特例措置に関する所得期限の延長措置が、令和5年3月31日をもって廃止されたことに伴い、改正するものでございます。

次に、付則第10条の2でございますが、本件規定は地方税法の改正に伴い当該条例の項ずれを解消するとともに、一定の要件を満たすマンションにおいて、大規模修繕改修を行う際の減税措置が新設されたことに合わせて改正するものでございます。

次に、付則第10条の3でございますが、前条の改正に伴い、その申告に必要な書類の添付と記載事項等を定めたものでございます。

次に、付則第15条の3でございますが、軽自動車税の環境性能割を臨時的に非課税とする規定を削るための改正でございます。

次に、付則第15条の3でございますが、本件規定は、前条の付則第15条の3が削られたことにより、繰り上がりをするための改正でございます。

次、第15条の7でございますが、環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定を削るための改正でございます。

続いて、付則第16条でございますが、引用する法律の改正により生じた項ずれを反映させるための改正でございます。

次に、第16条の2でございますが、本件規定は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例を受けるにあたり、法律の改正により生じた項ずれを反映させるための改正でございます。

次に、第17条の2でございますが、本件規定は、優良住宅地の譲渡をした場合の長期譲渡所得金額に対して課される住民税の軽減について、この適用期限を延長するための改正でございます。

次に、付則第25条でございますが、本件規定は、引用する法令が修正されたことに伴う改正でございます。

条例の改正は以上でございます。

また、参考に、今回の条例改正部分を一覧にした補足資料を添付しておりますので、後刻お目通しください。

以上で、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについての説明を終わります。

○議長（服部英二夫議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

承認第1号について、ご質疑があります方はご発言ください。

ご質疑ございませんか。

[暫くして]

○議長（服部英二夫議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

[暫くして]

○議長（服部英二夫議員） 討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、上程されております議案の採決に入ります。

それでは、日程第3、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（木曾岬町税条例の一部改正について）は、原案のとおり承認することに賛成の方は、ご起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

それでは、次の議事に入ります。

日程第4 議案第24号 令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）
について

日程第5 議案第25号 木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（服部英二夫議員） 日程第4、議案第24号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）についてから、日程第5、議案第25号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括上程し、これを議題とします。

ここで加藤町長に、提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程を賜りました議案第24号から議案第25号までの2議案について、その提案理由を申し上げます。

まず、議案第24号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、このたびの補正予算は、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ8、

000万円を追加し、予算の総額を32億4,000万円とするものでございます。その補正の主な内容は、民生費では、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金へ新たな寄付を受けたことに伴い、積立金を増額するとともに、食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対して、特別給付金を支給するための経費や、令和5年度末まで延長されることになった新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る追加分の経費を計上し、さらには、こども園の空調機器が故障したことに伴い、これを取りかえるために必要な経費を計上するものでございます。

また、教育費では、北部公民館の空調機器の故障に伴い、これを取りかえるために要する経費を計上するものでございます。

以上が歳出予算の主なものでございますが、これに対する歳入といたしましては、寄付金では、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金へ新たな指定寄付を受けたことから、民生費給付金を増額し、国庫支出金では、歳出で説明させていただいた特別給付金事業やワクチン接種事業の財源となる補助金を計上するものでございます。

次に、議案第25号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金へ新たな指定寄付を受けましたので、これに基づき、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上、上程を賜りました2議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から詳細に説明をさせていただきますので、十分にご審議を尽くしていただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹課長） それでは、議案第24号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

令和5年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによるというものでございます。

第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ8,000万円を追加いたしまして、予算の総額を、32億4,000万円とし、第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表歳入歳出予算補正に定めることを規定しているものでございます。

それでは次に、令和5年5月補正予算、予算事業概要書にて説明をさせていただきます。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業や、物価高騰の影響を受けます低所得の子育て世帯に対する特別給付金にかかる経費、並びに各施設

の空調設備の更新などの経費についてそれぞれ所要の措置を講じようとするものでございます。

今回補正をお願いしようとする会計は、一般会計のみとなっております、その補正額は8,000万円を追加し、補正後の額を32億4,000万円とするものでございます。

なお、これによりまして、特別会計、水道事業会計を含む全8会計での補正後の予算額は、54億9,669万円となります。

今ご覧いただいております資料には、一般会計補正予算の内容について、歳入歳出それぞれの要点を記載させていただいております。

まず初めに、歳入の予定についてでございます。このたびの補正では、4つの款において、それぞれの所要の補正を行っております。

国庫支出金では、物価高騰の影響を受けます低所得の子育て世帯に対する特別給付金にかかる国庫補助金と、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る事業費分の国庫負担金と、事務費に対する国庫補助金を増額としております。

続く寄付金では、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金へ新たな寄付を受けたことによりまして、増額をするものでございます。

また、繰入金では、財政調整基金からの繰入金を、諸収入では予算調整分をそれぞれ増額をするものでございます。

以上が歳入の主な内容となります。

次に、歳出の要点についてでございますが、歳出につきましては、4つの款におきまして、それぞれ所要の補正を行っており、本資料では、それらの概要について記載をさせていただいております。これらの詳細につきましては、この後、担当課ごとに説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳出予算書事業説明において説明をさせていただきます。事業名は予備費、補正予算額は351万円でございます。地方自治法第217条1項の定める予備費で、これによりまして、補正予算の歳入歳出の均衡を図ろうとするものでございます。

総務政策課所管分は以上でございます。

○福祉健康課長（黒田和弘課長） 続きまして、福祉健康課所管部分でございます。

事業名、社会福祉総務費では、補正予算額1,600万円でございます。樋和江、花井為数、両氏より寄付を受けましたので、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金への積立金として追加補正するものでございます。

次に、事業名、児童手当及び子ども手当事業では、補正予算額388万円でございます。国の令和5年3月予備費分といたしまして、昨年度に引き続き、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業を実施することとなり、国の方針により、できる限り5月中に支給を完了する必要があるため、このたび追加補正をさせていただくものでございます。なお、支給対象は、低所得の子育て世帯で、1人当たり5万円、55人分を

見込んでおります。

次に、事業名、維持管理費では、補正予算額203万3,000円でございます。こども園に設置してあります空調設備が故障し、経年により修理ができないことから、このたび、この更新費用について追加補正をさせていただくものでございます。

次に、事業名、新型コロナウイルスワクチン事業費では、補正予算額5,363万6,000円でございます。本年3月31日をもって終了する予定でございました新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、国で1年間の延長が示され、5月から春夏接種、9月から秋接種を実施することになったことから、その費用についてこのたび追加補正をするものでございます。

福祉健康課所管部分につきましては、以上でございます。

○教育課長（村上強課長） 次に、教育課所管部分でございます。

事業名、公民館経費では、補正予算額94万1,000円でございます。北部公民館2階会議室のエアコンが故障し、経年により修理ができないことから、このたび、この更新費用について追加補正させていただくものでございます。

教育課所管部分につきましては、以上でございます。

以上が議案第24号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）の所管部分についてのご説明でございます。よろしくお願いいたします。

○総務政策課長（小島裕紹課長） 続きまして、議案第25号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例を、次の通り定めるものとするというものでございます。

下段、提案理由でございます。地域福祉の推進、並びに、思いやり溢れる健康長寿のまちの形成に寄与することを目的に設置されました同基金へ、新たな寄付を受けたためこれに基づく木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する。本条例の一部を改正するにつきましては、地方自治法第96条第1項第1号により、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

同基金に対しまして樋和江様より、1,500万円の指定寄付を、また、花井為数様より100万円の指定寄付を受けましたので、第2条第2項の基金の額を8,590万円とし、またこれに合わせまして、別表の樋和江氏の項中の金額を3,000万円に改めるとともに、同じく別表に花井為数氏の項を加えるものでございます。

ページ戻りまして条例本文の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、木曾岬町夢ささえあいの町福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第24号について、ご質疑があります方は、ご発言ください。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員）

異議なしと認めます。

次に、議案第25号について、ご質疑があります方は、ご発言ください。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員）

異議なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員）

討論者なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、上程されております議案の採決に入ります。

それでは、日程第4、議案第24号、令和5年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第1号）についてを、原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、日程第5、議案第25号、木曾岬町夢ささえあいのまち福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。休憩時間は15分で再開は、9時45分開会といたします。

議員の皆さん、休憩中にご相談願いたいことがございますので、控室にお集まりください。

午前 9時31分休憩

午前 9時45分再開

○副議長（加藤真人議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

ただいま休憩中に議長、服部英二夫議員から私に、議長の辞職願が提出されました。よって、私が議長を務めさせていただきますので、皆様方のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

お諮りします。

議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1とし直ちに議題としたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。したがって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第26号 議長の辞職許可について

○副議長（加藤真人議員） それでは、追加日程第1、議案第26号、議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、服部英二夫議員の退場を求めます。

〔服部英二夫議員退場〕

○副議長（加藤真人議員） 事務局に辞職願を朗読いたさせます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 議長。

○副議長（加藤真人議員） 事務局長。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） それでは、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願、このたび申し合わせ任期により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。令和5年5月17日、木曾岬町議会、議長、服部英二夫。

以上でございます。

○副議長（加藤真人議員） お諮りします。

服部英二夫議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。したがって、服部英二夫議員の議長辞職を許可することに決定しました。

服部英二夫議員の入場をお願いいたします。

〔服部英二夫議員入場〕

○副議長（加藤真人議員） 服部英二夫議員にお伝えします。

議長の辞職が許可されましたので、お伝えします。ご挨拶がございましたら、登壇の上、お願いします。

○7番（服部英二夫議員） ただいま、議長の辞職を許可していただきました。

前議長の伊藤律夫さんの後1年と今期2年、全部で3年務めさせていただきましたが、皆さんの議事運営に協力をいただきまして、無事議長の職を辞することができます。どうもありがとうございました。

○副議長（加藤真人議員） 服部英二夫議長さんには、当町の町政進展に、また、町議会の資質向上と健全な運営に大変なご尽力を賜りましたこと、ここに厚くお礼申し上げます。まことにご苦労さまでございました。

ただいま議長が欠けましたので、お諮りします。

議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。したがって、議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第2とし直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 選挙第1号 議長選挙について

○副議長（加藤真人議員） 選挙の方法は、投票による選挙といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（加藤真人議員） 異議なしと認めます。よって、投票による議長選挙を行います。

事務局に議場の出入口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（加藤真人議員） ただいまの出席議員数は8名です。

次に、立会人の指名をします。

会議規則第32条第2項の規定により、議長において指名することとなっておりますので、立会人に1番議席、後藤紀子議員、2番議席、古村護議員のご兩名を指名します。よろしくお願いします。

それでは、事務局より投票用紙を配付させていただきます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記入願います。

〔職員投票用紙配付〕

○副議長（加藤真人議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（加藤真人議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔職員投票箱点検〕

○副議長（加藤真人議員） 投票箱異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔各議員投票〕

○副議長（加藤真人議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（加藤真人議員） 投票漏れなしと認めます。以上で、投票を終わります。

これより開票を行います。

1番議席、後藤紀子議員、2番議席、古村護議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔投票点検〕

○副議長（加藤真人議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数 8票

有効投票 8票

有効投票のうち、

三輪一雅議員 8票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、三輪一雅議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開場してください。

〔議場開鎖〕

○副議長（加藤真人議員） 会議規則第33条2項の規定によって、三輪一雅議員が議長と決まりましたので、新議長と交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

○議長（三輪一雅議員） ただいま、皆様のご推挙により、新議長となることができました。ありがとうございました。

さて、未知の病でありました新型コロナウイルス、これから開放がようやくされようとしています。そんな中で、町の活気もかなり戻ってきたような気がしています。一方で、町を取り巻く様々な課題、人口減少問題始め、少子高齢化、防災危機管理、DXの推進などですね。これらの環境は、厳しいものがあると思います。他の自治体以上に厳しいものがあると思います。

そんな中で、議員各位はもとより、町執行部の皆様方と一生懸命この議会運営に努めて

参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、引き続き議事を進行いたします。

改めて議事の進行にご協力をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時15分といたします。

議員の皆様方にはご相談がございますので、議員控え室のほうにお願いいたします。

午前10時 5分休憩

午前10時15分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

ただ今、休憩中に副議長、加藤眞人議員から、私に、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題にしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） ご異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3 議案第27号 副議長の辞職許可について

○議長（三輪一雅議員） それでは、追加日程第3、議案第27号、副議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、加藤眞人議員の退場を求めます。

〔加藤眞人議員退場〕

○議長（三輪一雅議員） 事務局に辞職願を朗読いたさせます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 事務局長。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） それでは、朗読させていただきます。

辞職願、このたび申し合わせ任期により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。令和5年5月17日、木曾岬町議会、副議長、加藤眞人。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） お諮りします。

加藤眞人議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。したがって、加藤眞人議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

加藤眞人議員の入場をお願いいたします。

〔加藤眞人議員入場〕

○議長（三輪一雅議員） 加藤眞人議員にお伝えします。

副議長の辞職が許可されましたので、お伝えします。ご挨拶がございましたら、登壇の上、お願いいたします。

○5番（加藤真人議員） 2年間にわたり、副議長を務めさせていただきました。議長の足手まといになりましたかと思いましたが、2年間、何とか無事に職務を遂行できたと思っております。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（三輪一雅議員） 加藤真人副議長さんには、当町の町政進展に、また、議会運営にご尽力を賜りましたこと、ここに厚くお礼申し上げます。まことにご苦労様でございました。

ただいま副議長が欠けました。お諮りします。

副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。したがって、副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

○議長（三輪一雅議員） 追加日程第4、選挙第2号、副議長選挙を行います。

選挙の方法は、投票による選挙といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、投票による副議長選挙を行いますので、事務局に議場の出入口の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（三輪一雅議員） ただいまの出席議員数は8名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、議長において指名することになっておりますので、立会人に1番議席、後藤紀子議員、2番議席、古村護議員のご兩名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より投票用紙の配付をさせていただきます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名でお願いいたします。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記入願います。

〔職員投票用紙配付〕

○議長（三輪一雅議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔職員投票箱点検〕

○議長（三輪一雅議員） 投票箱異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔各議員投票〕

○議長（三輪一雅議員） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 投票漏れなしと認めます。以上で、投票を終わります。

これより開票を行います。

1 番議席、後藤紀子議員、2 番議席、古村護議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔投票点検〕

○議長（三輪一雅議員） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

有効投票のうち、

伊藤好博議員 8 票

以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、伊藤好博議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三輪一雅議員） 会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。おめでとうございます。副議長に当選されました伊藤好博議員より、就任のご挨拶を登壇の上、お願いいたします。

○副議長（伊藤好博議員） どうもありがとうございました。皆さんの推挙により、全員で指名いただきました。これから議会のため、木曾岬町のために、誠心誠意、全力で頑張らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） ここで暫時休憩といたします。再開は10時45分からといたします。

この休憩中にご相談願いたいことがございますので、各議員は議員控え室にお集まり願います。

午前10時28分休憩

午前10時45分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

日程第6 発議第2号 常任委員の選任について

日程第7 発議第3号 議会運営委員の選任について

○議長（三輪一雅議員） 次に、日程第6、発議第2号、常任委員の選任について及び日程第7、発議第3号、議会運営委員の選任についてを一括上程します。

お諮りします。

常任委員の選任について及び議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって議長が会議に諮って指名することになっております。よって、先ほどご協議願いました委員会構成をもってお手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。

それでは、委員の氏名を議会事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 事務局長。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） それではお手元の発議第2号の常任委員の選任についてを読ませさせていただきます。

まず、総務建設常任委員会委員、後藤紀子議員、古村護議員、鎌田鷹介議員、伊藤守議員、服部英二夫議員、三輪一雅議員。

続きまして、教育民生常任委員会委員、後藤紀子議員、古村護議員、鎌田鷹介議員、加藤真人議員、伊藤守議員、伊藤好博議員。

続きまして、議会広報常任委員会委員、加藤真人議員、服部英二夫議員、三輪一雅議員、伊藤好博議員。

続きまして、発議第3号、議会運営委員会委員の選任についてということで読ませさせていただきます。

委員、古村護議員、加藤真人議員、伊藤守議員、服部英二夫議員。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） ただいま事務局が朗読しましたとおり、常任委員及び議会運営委員を選任することに決定いたしました。

先ほど休憩中に服部英二夫議員から、桑名広域清掃事業組合議会議員の辞職届及び三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職届が提出されました。また、加藤真人議員から、桑名・員弁広域連合議会議員の辞職届が提出されましたので、それぞれの議会議長にて許可がされます。

ここでお諮りいたします。

桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。したがって、桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5 選挙第3号 桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙について

○議長（三輪一雅議員） 事務局長より議案内容について朗読いたさせます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 事務局長。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） それでは、お手元の選挙第3号、桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙についてを朗読させていただきます。

桑名広域清掃事業組合規約第6条の規定により、当組合議会の議員1名の選挙を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） それでは、追加日程第5、選挙第3号、桑名広域清掃事業組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

どなたか指名推選をお願いいたします。

○5番（加藤真人議員） 議長、5番。

○議長（三輪一雅議員） 5番議席、加藤真人議員。

○5番（加藤真人議員） 慣例を踏まえ、議長である三輪一雅議員を指名したいと思えます。

○議長（三輪一雅議員） ただいま議長職にある、私、三輪一雅を指名推選するご発言がございました。私を、桑名広域清掃事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、私、三輪一雅が桑名広域清掃事業組合議会議員に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定の告知は省略いたします。

ただいまの指名推選で皆様方のご推挙によりまして、私が桑名広域清掃事業組合議会議員に当選させていただきました。広域清掃事業組合の諸事業推進に努力してまいりたいと存じますので、皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさ

させていただきます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 議会事務局長。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） それでは改めて、当選人の氏名等を発表させていただきます。

住所、三重県桑名郡木曾岬町大字源緑輪中301番地、氏名、三輪一雅、生年月日、昭和40年9月13日生まれでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） お諮りいたします。

続いて、桑名・員弁広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。したがって、桑名・員弁広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第6として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第6 選挙第4号 桑名・員弁広域連合議会議員の選挙について

○議長（三輪一雅議員） 事務局長より議案内容について朗読いたさせます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 議会事務局長。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） それでは、選挙第4号、桑名・員弁広域連合議会議員の選挙についてを朗読させていただきます。

桑名・員弁広域連合規約第8条の規定により、当連合議会の議員1名の選挙を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） それでは、追加日程第6、選挙第4号、桑名・員弁広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法については、さきの事項と同様に、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

どなたか指名推選をお願いいたします。

○7番（服部英二夫議員） 議長、7番。

○議長（三輪一雅議員） 7番議席、服部英二夫議員。

○7番（服部英二夫議員） 先の議案と同様に副議長に就任していただいているので、副

議長である伊藤好博議員を指名推選します。

○議長（三輪一雅議員） ただいま副議長の伊藤好博議員を指名推選するのご発言がございました。伊藤好博議員を桑名・員弁広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。したがって、伊藤好博議員が桑名・員弁広域連合議会議員に当選いたしました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

伊藤好博議員、当選のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（伊藤好博議員） ありがとうございます。この場で失礼します。役職を十分果たせるようにしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 事務局長。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） それでは改めまして、当選人の氏名等を発表させていただきます。

住所、三重県桑名郡木曾岬町大字見入312番地、氏名、伊藤好博、生年月日、昭和24年6月17日生まれでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） お諮りいたします。

続いて、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。したがって、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第7 選挙第5号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（三輪一雅議員） 事務局長より議案内容について朗読いたさせます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 事務局長。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） それでは、選挙第5号、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを朗読させていただきます。

地方自治法第291条の5第1項及び三重県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、連合議会の議員1名の選挙を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） それでは、追加日程第7、選挙第5号、三重県後期高齢者医療

広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法についてはさきの事項と同様に、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

どなたか指名推選をお願いいたします。

○5番（加藤真人議員） 議長、5番。

○議長（三輪一雅議員） 5番議席、加藤真人議員。

○5番（加藤真人議員） さきの議案と同様に、慣例に踏まえまして議長である三輪一雅議員を指名推選したいと思います。

○議長（三輪一雅議員） ただいま議長職にある、私、三輪一雅を指名推選するご発言がございました。私を三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、私、三輪一雅が三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をいたしました。

会議規則第33条第2項の規定の告知は省略いたします。

ただいまの指名推選で皆様方のご推挙によりまして、私が、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選させていただきました。後期高齢者医療広域連合の諸事業推進に努力してまいりたいと存じますので、皆様方の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 事務局長。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） それでは改めまして、当選人の氏名等を発表させていただきます。

住所、三重県桑名郡木曾岬町大字源緑輪中301番地、氏名、三輪一雅、生年月日、昭和40年9月13日生まれでございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） ここで暫時休憩といたします。再開時間におきましては、まだちょっと不明点ございますので、追って連絡をいたします。

休憩中にご相談願いたいことがございますので、議員控え室にお集まり願います。

午前10時56分休憩

午前11時47分再開

○議長（三輪一雅議員） 休憩を解き、本会議に戻します。

私が議長に就任しましたので、町長に監査委員の退職願を提出しまして受理されましたので、ご報告いたします。

ここでお諮りします。

木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。したがって、木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第8 同意第1号 木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（三輪一雅議員） 追加日程8、同意第1号、木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程します。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、服部英二夫議員の退場を求めます。

〔服部英二夫議員退場〕

○議長（三輪一雅議員） それでは、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆町長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長。

○町長（加藤 隆町長） それでは、ただいま上程をいただきました、同意第1号、木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについて、その提案理由を申し上げます。

このたび、議会議員より選任させていただいておりました木曾岬町監査委員、三輪一雅氏は、本日令和5年5月17日に議長の職に就かれましたことから、監査員の職を辞されました。よって、地方自治法第196条の定めによって、新たに監査委員を選任する必要があります。そのようなことから、服部英二夫氏を監査委員に選任しようとするものでございます。

同氏は、人格、識見ともに高潔であることから、監査委員として適任であると存じます。何卒よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局に詳細説明を求めます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 議会事務局長。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） それでは、同意第1号について朗読をさせていただきます。

木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについてということで、次の者を木曾岬町監査委員に選任したいことから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、三重県桑名郡木曾岬町大字小和泉75番地、氏名、服部英二夫、生年月日、昭和30年2月16日生まれ。

提案理由といたしましては、木曾岬町監査委員、三輪一雅氏は、令和5年5月17日で議長に就き、新たに監査委員を選任しようとするということで、先ほど提案があったとおりでございます。

新たな委員につきましては、今申し上げたとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（三輪一雅議員） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑がございましたら、ご発言ください。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 特にご質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りします。

この議案につきましては人事案件でございますので、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪一雅議員） 異議なしと認めます。よって、追加日程8、同意第1号、木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。起立全員です。よって、追加日程第8、同意第1号、木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

服部英二夫議員の入場をお願いいたします。

〔服部英二夫議員入場〕

○議長（三輪一雅議員） 服部英二夫議員にお伝えします。

木曾岬町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。ご挨拶がありましたら、登壇の上、お願いいたします。

○7番（服部英二夫議員） 先ほど監査委員、皆さんの同意をいただきましてありがとうございました。木曾岬町の監査に向かって、監査委員としての自覚を持って頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（三輪一雅議員） ありがとうございます。

毎月の例月検査、決算審査等、監査業務をよろしくお願いいたします。

ここでご報告申し上げます。

先ほど休憩中に総務建設常任委員会、教育民生常任委員会及び議会広報常任委員会並び

に議会運営委員会が開催されまして、正副委員長の互選が行われました。その結果の報告を受けておりますので、議会事務局長からご報告いたさせます。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） 議長。

○議長（三輪一雅議員） 議会事務局長。

○議会事務局長（藤井光利事務局長） それでは、総務建設常任委員会のほうから報告をさせていただきます。鎌田鷹介委員長、副委員長につきましては、伊藤守副委員長でございます。

教育民生常任委員会につきましては、加藤真人委員長、副委員長につきましては、古村護副委員長でございます。

議会広報常任委員会につきましては、服部英二夫委員長、副委員長につきましては、伊藤好博副委員長でございます。

続きまして、議会運営委員会です。議会運営委員会につきましては、服部英二夫委員長、副委員長につきましては、伊藤守副委員長でございます。

以上でございます。

○議長（三輪一雅議員） 互選結果につきましては、ただいま事務局が報告いたしましたとおりであります。それぞれの委員会の正副委員長さん方、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて令和5年第2回木曾岬町議会臨時会を閉会といたします。

午前 11時56分閉会

○議長（三輪一雅議員） 議員の皆様方、加藤町長をはじめとする執行部の皆様方、長時間にわたり大変ご苦勞さまでございました。